

議案第42号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(報告書等の提出期限)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる報告書等を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならぬ。

法第150条第5項の規定による 報告書	翌年度9月10日
法第233条第2項の規定による 決算及び証書類等の書類	
略	
略	

(決算及び書類等の提出期限)

第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる決算及び書類等を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならぬ。

	翌年度9月10日
法第233条第2項の規定による 決算及び証書類等の書類	
略	
略	

(審査の期間)

第9条 委員は、前条の表の左欄に掲げる報告書等が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。

(審査の期間)

第9条 委員は、前条の表の左欄に掲げる決算及び書類等が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。